

平成30年度 梅システム継承者の育成に係る教材等作製に関する

企画提案コンペ実施要領

1. 業務名

梅システム継承者の育成に係る教材等作製業務

2. 趣旨

地域の子どもたち（小中学生）の農林業、加工業、製炭業に対する理解を深め、日々の営みへの親しみと誇りを育み、将来の「みなべ・田辺の梅システム」の後継者を育成していくことを目的に、地域の子どもたち（小中学生）の学習、その指導を補助する教材を作製する。また、地域に広く親しんでもらうための周知ツールを作製する。

3. 実施内容(別紙仕様書参照のこと)

(1) 小中学生向け教材の作製

- ①内 容：企画立案、作製委員会参加、撮影、デザイン・レイアウト、編集・校正、印刷製本、納品、行程管理等
- ②履行期間：契約締結日から平成31年3月29日（金）

(2) 周知ツール（カレンダー）作製

- ①内 容：企画立案、作製委員会参加、撮影、デザイン・レイアウト、編集・校正、納品、行程管理等
- ②履行期間：契約締結日から平成30年10月31日（水）

(3) 全般

- ①予算上限：2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- ②委託期間：契約締結日から平成31年3月29日（金）まで

4. 実施事業者の選定

(1) 選定方針

- ①仕様書に定める内容を満たす事業の実施が可能な事業者
- ②業務執行体制が万全であり、履行可能な能力を有する事業者
- ③今回の事業の趣旨を的確に理解した事業者

(2) 選定方法

- ①6社以上から参加申込があった場合は、事前選考を実施し、提案内容・業務執行能力などについて企画コンペ参加事業者を選定
- ②企画コンペにより、最もふさわしいと判断された事業者を実施事業者として選定

(3) 企画コンペ参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たすものであること

- ①仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び協議会の指示に柔軟に対応できること
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないこと

- ③本コンペ参加表明書の提出日時点で、確定している決算（12か月分以上）を有していること
- ④国税及び地方税に未納がないこと
- ⑤地方公共団体及び国が発注した類似業務に関し受注実績があること。ただし、本業務の履行が確実と見込まれる場合はこの限りではない

(4) 公募方法

- ①公開窓口：「みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会」ホームページに公募概要を公開
- ②公開期間：平成30年4月17日（火）から平成30年5月8日（火）まで
- ③内容：企画提案コンペ実施要領・仕様書・参加申込書

(5) 企画コンペ参加申込み

- ①提出書類：企画コンペ参加表明書（別記様式2）および以下の書類
- ②申込期日：平成30年4月24日（火）16時まで（時間厳守）
- ③申込方法：持参・郵送

番号	提出書類の名称	様式番号	規格	部数
1	参加表明書	別記様式2	A4 縦	1部
2	法人の概要書（直近の決算書を含む）	任意	A4 縦	1部
3	これまでの主な類似の事業実績	任意	A4 縦	1部

(6) 質問書の提出

本コンペ実施要領の内容について質問がある場合は、質問書（別記様式1）を下記《問い合わせ先》に郵送・Eメール・ファクシミリの方法で提出して下さい。**※電話での質問は受付しません。**

なお、提出された全ての質問に対する回答は、みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会のホームページへ掲載することにより対応いたします。

- ① 提出期限：平成30年4月24日（火）16時まで

(7) 企画書の提出

本コンペへの参加を希望する者は、参加表明書を提出後、仕様書及び以下の①～⑤に基づいて企画書を作成し、持参又は郵送（郵送の場合は、到着確認のため、電話連絡を行うこと。）により提出すること。

- ① 提出期限：平成30年5月8日（火）16時まで（時間厳守）
- ②企画書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。また、カラー印刷とすること。
- ③企画書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。なお、記載順序は任意とする。
 - (ア) 実施計画及び全体のスケジュール
 - (イ) 業務遂行人員体制
 - (ウ) 類似事業の業務実績
 - (エ) 見積額
- ④企画書は1者1提案とする。
- ⑤企画書の提出部数は、11部（正本1部、副本10部）とする。

⑥提出の際に、みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会長宛ての見積書の正本1部（代表者印を押印）を提出すること。なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画書の見積額と整合させること。

（8）企画コンペ参加に係る注意事項

① 欠格事項

- （ア）提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合（必要な書類が欠如していた場合を含む。）
- （イ）提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- （ウ）審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- （エ）本要領に違反すると認められる場合
- （オ）その他担当者があらかじめ指示した事項に反したとき

② 企画書等提出書類の取扱い

- （ア）提出期限後において、提出書類の変更、差替、再提出若しくは撤回は認めない。（審査に影響を与えない軽微なものを除く。）
- （イ）提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- （ウ）必要に応じて、追加資料の提出を求められることがある。

③ その他

- （ア）企画書等の作成及び提出に係る費用等、企画コンペ参加に要する経費はすべて参加者の負担とする。
- （イ）参加者は、企画書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。
- （ウ）企画書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

5. 事前選考の実施（参加表明が6社以上の場合に書類審査を実施します。なお、5社以内の場合は事前選考を実施せず、その旨電話にて連絡します。）

- （1）実施日　：平成30年5月9日（水）
- （2）実施方法　：書類審査
- （3）審査結果　：書類審査終了後、翌日に電話にて合否を連絡します。

6. 企画コンペの実施

（1）実施事業者：事前選考において選定された事業者

（2）実施方法　：プレゼンテーション

①日時　　：平成30年5月14日（月） ※時間については、個別に連絡

②場所　　：みなべ町役場 2階 研修室
日高郡みなべ町芝742番地

③内容　　：企画書に基づいたプレゼンテーションの実施

1事業者あたり25分以内（説明20分、質疑応答5分）

④提出書類　：書類は事前に提出頂いたものを使用するため当日の準備は必要なし
パワーポイント等を使用する場合はそのデータ

⑤審査方法　：審査は、協議会事務局で組織する選定会議において、別表の審査基準により総合的に評価して順位付けを行う。ただし、審査結果如何によっては、いずれの参加者も契約候補者に選定しないことがある。また、参加者が1者

であった場合は、総合的に評価して契約候補者としての適否を判断する。

(3) 審査結果 : プレゼンテーション終了後、翌日に電話にて可否を連絡し、決定事業者には5日以内に書面(郵送)で通知する。

(4) その他 :

- ①見積金額も審査対象とする
- ②提案内容に含まれる著作権や特許権など、法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用し、その結果生じた責任については原則としてコンペ参加事業者が負う
- ③コンペ参加者が企画コンペのために要した費用については、全てコンペ参加者の負担とする
- ④プレゼンテーションで機材の使用を希望する場合は、コンペ参加申込時に申し出ること
- ⑤上記(2)④「提出書類(企画書)」の内容については、契約候補者を選定するためのものであり、企画書どおりに実施するものではなく、みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会との協議により実施内容を変更し実施する場合があるが、誠実に対応すること。なお、企画提案内容から新たな業務の追加(取りやめ)により費用に変更が生じた場合は増額(状況に応じて減額)契約を行うものとする。

7. 契約の締結

- ①上記6の審査において選定された契約候補者と契約締結の協議を行う
- ②契約締結の協議において、企画書の内容の追加、変更又は削除を求めることがある
- ③契約に当たっては、企画提案書を基に細部について協議の上、みなべ町財務規則等の関係法令に基づき、委託契約を締結する
なお、契約書の作成に必要な経費は、すべて受託者の負担とする。
- ④契約締結の協議が整わなかった場合には、審査結果の上位の者から順に協議を行う。

8. 業務の適正な実施に関する事項

①業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

ただし、業務を効果的に行う上で必要と思われる業務については、協議会と協議の上、業務の一部を第三者に委託することができる。

②個人情報の保護

受託者が当該業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、和歌山県個人情報保護条例(平成14年12月24日条例第66号)、和歌山県個人情報保護条例施行規則(平成15年5月20日規則第90号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

③守秘義務

受託者は、委託業務の処理に際して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委託業務が完了し、契約が解除された後においても同様とする。

9. 今後のスケジュール

- (1) 企画コンペ実施要領、仕様書の公開 4月17日(火)
- (2) 企画コンペ参加申込書の提出期限 4月24日(火) 16時厳守

- | | |
|---------------------|--------------------|
| (3) 企画提案書の提出期限 | 5月 8日 (火) 16 時厳守 |
| (4) 事前選考 (書類審査) | 5月 9日 (水) |
| (5) 最終選考プレゼンテーション | 5月14日 (月) 時間は個別に連絡 |
| (6) 実施事業者の決定 (書面通知) | 5月14日 (月) から5日以内 |

《問い合わせ先・企画提案書の提出先》

みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会

担当：〒645-0002

日高郡みなべ町芝 742 番地

みなべ町役場うめ課 谷本あて

TEL 0739-74-3276 FAX 0739-72-3893

E-mail (うめ課) umeka@town.minabe.lg.jp

別表 平成30年度 梅システム継承者の育成に係る教材等作製業務 審査基準

- 1 審査項目及び各項目の配点は次のとおりとし、各選定委員（10名）が採点する。
- 2 企画提案者の中で最高点と評価した選定委員が最も多かった者を契約交渉者とする。
 なお、該当する企画提案者が複数あった場合は、各選定委員による評価点数の平均点が最も高い者を契約交渉者とする。
- 3 2の場合において、平均点の最も高い提案書が複数あった場合は、審査委員会で審議の上、契約交渉者を特定する。

審査項目	審査項目	評価内容	配点 (100点満点)
企画提案の 優位性	(1)	地域の特性、業務目的、業務内容について十分に理解した上での提案となっているか。	20
	(2)	業務の意図を踏まえた、効果的な内容（デザイン、理解しやすい校正）となっているか。	20
	(3)	効果的な工夫や独自性のある企画で、学校授業で扱いやすいもの、地域の人が利用しやすいものとなっているか。	10
	(4)	幅広く、継続的に活用できる魅力的な内容となっているか。	15
企画提案の 実現可能性	(5)	実施体制、実施スケジュール等の業務環境について、実施業務を安定的に遂行でき実現性のあるものが示されているか。	15
	(6)	過去の同種又は類似の業務で実績を挙げているか。	10
	(7)	国内法の法令等を遵守しつつ、すべての業務を適法に実施することが可能か。	5
	(8)	業務内容に見合った適切な経費であるか。	5